

西成区保健福祉センターにおけるレントゲン撮影等の業務を行う

【時間額】 会計年度任用職員募集要項

1 募集人数

1名

2 業務内容

西成区保健福祉センター（区役所または分館）での結核健診にかかるレントゲン撮影業務及び撮影に付随する事務業務

3 応募資格

- (1) 診療放射線技師免許を有する者
- (2) 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上(1)、(2)の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

年齢、学歴は問いません。なお、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

採用日から令和 5 年 3 月 31 日まで

※ 業務の縮小及び廃止等の状況並びに前年度の勤務実績等を総合的に勘案し、再度任用する場合があります。(2 回まで)

5 勤務条件等

- (1) 勤務時間・日数

午前9時から午後3時15分または午前9時30分から午後3時45分
(休憩45分含む)
月曜日から金曜日のうち本市が指定する1日

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

(3) 勤務場所

大阪市西成区岸里1-5-20 西成区役所2階 または、
大阪市西成区太子1-15-17 西成区保健福祉センター分館3階

(4) 報酬等

1時間1,403円(1日当たり5.5時間)、通勤手当 支給あり

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

- ・年次休暇 採用月により次のとおり付与

採用月	付与日数
9～11月	2日
12～2月	1日
3月	0日

- ・特別休暇 付与あり
ただし、別途取得要件あり

(6) 社会保険

対象外

(7) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事(兼業)については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

6 選考方法

口述(面接)試験

申込書類の受理後、電話連絡のうえ、試験日時を決定します。

場所：西成区役所

詳細な場所は「受験案内」により通知します。

7 申込方法

次の書類等を、「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れ、郵送または持参にて提出してください。

※郵送の場合は、必ず簡易書留等、記録の残る方法で送付してください。

送付料金不足の場合は受け付けません。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

提出書類

- (1) 西成区保健福祉センターにおけるレントゲン撮影等の業務を行う会計年度任用職員採用申込書 1通

※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

- (2) 申し立て書 1通

※申し立て書は本市指定の様式に限ります。

- (3) 診療放射線技師免許の写し 1通

- (4) 「受験案内」送付用の定形封筒（長形3号） 1通

※必ず宛先を記載の上、84円切手を貼付してください。

- (1)、(2)の様式は、西成区役所ホームページから取得するか、西成区役所保健福祉課（結核健診）2階23番窓口まで受け取りに来てください。

8 採用申込の受付期間等

- (1) 申込み期間

随時。持参の場合は、土日祝、年末年始を除く午前9時～午後5時30分

※最終受付は令和5年2月3日（金曜日）午後5時30分まで（必着）

- (2) 申込書提出先

〒557-8501 大阪市西成区岸里1-5-20

西成区役所保健福祉課（結核健診）

9 受験案内の送付

試験の場所等の詳細を記載した「受験案内」を送付します。電話連絡時にお伝えした試験日の2日前（土日祝を除く）の午前中までに「受験案内」が届かない場合は、同日午後5時30分までに西成区役所保健福祉課（結核健診）に連絡してください。

1 0 選考の結果

受験者本人あてに文書で通知します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

1 1 その他

- ・受験資格がないこと並びに申込みの内容及び提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。
- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報には職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

1 2 問合せ先

西成区役所保健福祉課（結核健診）

〒557-8501 大阪市西成区岸里 1-5-20

電話：06-6659-9969

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。得心した上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと